指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（仮称）案に関する意見募集について

令 和 ２ 年 １２月 １０日
厚生労働省老健局老人保健課

この度、介護保険法（平成９年法律第123号）等に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）等について改正を予定しております。

つきましては、別紙の内容について、下記のとおり御意見を募集いたします。なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

１　御意見募集期間
令和２年12月10日（木）～　令和３年１月８日（金）（必着）

２　御意見の提出方法
御意見は理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください（様式は自由）。電話での受付はできませんので御了承ください。

（１）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合
「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（２）郵送の場合
〒100-8916 東京都千代田区霞が関１－２－２
厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

（３）ＦＡＸの場合
ＦＡＸ番号 03－3595－4010
厚生労働省老健局老人保健課企画法令係宛て

３　御意見の提出上の注意
提出していただく意見は日本語に限ります。個人の場合は、氏名・住所等の連絡先を、法人の場合は、法人名・所在地を記載してください（御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。）。

また、お寄せいただいた内容については、氏名（法人名）・住所（所在地）を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。